

第1回滋賀県議会議員政治倫理審査会 記録

1 日 時 令和4年(2022年)7月21日(木)15時00分~16時17分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 真山委員長、駒井副委員長、西川委員、古川委員、細江委員、
今江委員、杉本委員、中村委員

4 議 題

- (1) 正副委員長の互選
- (2) 滋賀県議会議員政治倫理審査会の運営について
- (3) 審査の進め方について

5 配付資料 別紙のとおり

6 結 果

(1) 正副委員長の互選

真山委員長、駒井副委員長が選出された。

(2) 滋賀県議会議員政治倫理審査会の運営について

資料1および2に基づき事務局から説明があった。

(3) 審査の進め方について

・事実確認の対象者について

まず、当時の関係職員2名から事実確認を行ったのち、大野議員から事実確認を行うこととされた。3名の事実確認を踏まえ、必要に応じて三日月知事や有村議員から事実確認を行うこととされた。

・事実確認の公開・非公開について

関係職員2名については非公開、大野議員については公開で実施することとされた。

・審査の大まかな流れおよびスケジュールについて

まず、職員の事実確認、次に大野議員の事実確認を行ったのちに今後の審査の進め方を検討することとし、年内を目途に議長へ結果を報告することとされた。

・次回の審査会について

関係職員2名から事実確認を行うことが決定された。

・次回の日程について

8月26日(金)13時から開催することが決定された。

・大野議員からの事実確認について

9月12日(月)または13日(火)の午後で大野議員と調整することとされた。

7 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

(1) 正副委員長の互選 質疑等なし

(2) 滋賀県議会議員政治倫理審査会の運営について

今江委員

我々議員が今回の案件について知りましたのは、3月29日の新聞報道でした。見出しには「予算をめぐり県に圧力を」とか、あるいは「県当局に不当要求」あるいは「言動不適切」というようなことで、その前日に自民党県議団の中で会派会議をかけられて、審査請求の対象となっている事由の中にもございますが、大野和三郎議員が2021年11月から12月の間、三日月知事ら県幹部らと面会した際に、県が全国の農業協同組合連合会に対して特定業者との取引の見直しを求めるといような要求をされたということで、その要求に対して県が応じない場合には農林水産関連の予算案に会派として賛成しないということを主張されたということであります。所属する会派では、そのようなことは決めていないということで、大野議員が会派から離脱されたというのが3月29日の新聞で報じられたということでございます。

この報道を機に県民の皆さんからもいろんなお声をいただく中で、また、共産党県議団から各会派に政倫審の設置を求めたいというような御要望を受けました。そうしたことを受けまして、大野議員と当局との間でどのようなやり取りがあったのかということを経営公開を求めて確認しましたところ、2021年の11月から12月まで2ヶ月間の間に、面談記録を見ますと約16回に及んで、先ほど冒頭申し上げたような要求を執拗にされていることもあり、また、時には職員に対して高圧的な言葉を使うというようなことがあったということで、これを政治倫理基準3号、議員としての品位を損なう行為ということで、この規定に違反する可能性があるということで、今回チームしが県議団、そして共産党県議団、さざなみ倶楽部、公明党県議団の4会派22名の連署でもって、政治倫理審査基準3条1項3号に触れるということで、政治倫理審査会の設置を求めたという趣旨でございます。

(3) 審査の進め方について

真山委員長

協議を進めるにあたっては、論点整理や問題点の所在、事実確認の方法、その範囲等について、忌憚のない意見をいただく必要があります。協議を非公開で実施することも考えられますが、一方で、できる限り公開性を確保することも重要であると言えます。公開、非公開について委員各位のお考えをお聞かせ願います。

杉本委員 原則、すべて公開にすべきだと、秘密にする必要はないと思っています。余程のことがない限り、すべて公開でやっていただきたい。

細江委員 すべて公開に、余程のことがない限りとありましたが、次回どうするかと、毎回、決めていくこととしてはどうでしょうか。

真山委員長 すべて公開、すべて非公開という、一律、二者択一ということではなく、原則として公開、原則に当たらない場合、内容によっては非公開にするということ、その都度決めるということによろしいでしょうか。

今日、この後の審議について、具体的に論点整理や問題の所在等々について整理して、聴取を行う場合の対象の範囲等を決定する必要がありますが、この議論について公開、非公開はいかがいたしましょうか。

細江委員 公開で。

杉本委員 公開で。

真山委員長 では、本日のこの後の審議についても公開で進めるべしという御意見が多数でございますので、公開で進めさせていただきます。

それでは協議に入ります。時間の関係もありますので、項目を先に確認させていただきたく思います。

協議いただきたい事項として、審査の論点が何かということ。事実確認を行う場合の対象者をどうするのか。事実確認を行う順番。順序によって事実関係を押さえていく必要があるかと思えます。事実確認の際の公開、非公開の問題。それから審査結果報告までの大まかな流れやスケジュールの確認。さらには次回審査会の日程。それ以外に報道機関への対応として開催結果資料の提供その他についても御意見を伺いたいと思えます。

先ほど今江委員から御指摘いただきました審査の論点について、この種の審査においては広げはじめると際限なくいろんな項目が出てきますので、審査請求に係る部分について議論をするというように決定する必要があると思えます。

そうしたことを踏まえ、請求案件について、論点として何を取り上げ、何を議論するか。このあたりについて委員の皆さんのお考え、御意見をお伺いしたいと思います。

請求代表である今江委員、論点としてここだけは押さえてほしいということはあるでしょうか。

今江委員 3月29日の新聞報道で大野議員が、県が補助金を出してい

る団体への取引を見直すことを要求されたが、それは会派の決定ではなかったということで、会派として問題とされ、離脱をされた。この経緯については、県の公文書で16回のやりとりが残されており、その中で、県の職員あるいは知事に対して不適切な言動があった。公文書なのでほぼ事実だと思うが、そこを関係職員に政倫審に来てもらい、確認すること。そこがスタートである。

政倫審の規定で、様々な利害関係云々とありますが、そこは現時点で確認できるものがないため、請求対象としては条例第3条第1項第3号、倫理に触れるということから、事実確認をしていくこととなると思います。

真山委員長

新聞報道等にありましたように大野議員が、知事を含める行政職員に対していろいろ要望をされた。その際の回数なのか内容なのか、あるいは会派との関係、会派が了承していないことを勝手に言った部分なのか、いろいろ問題となるべき項目がありますが、請求の趣旨としては、どの部分が一番問題なんでしょうか。

今江委員

知事ならびに関係の部局の職員とのやりとりが記載されていますが、まずは対応した関係部局の職員御本人がどういうふうを受け止められたのか、ぜひ確認しておきたいと思います。

会派とのやりとりについては、細江委員がいらっしゃいますが、新聞報道で29日に記事になったところでは、28日に会見をされた。自民党会派が確認されたこともあろうと思いますが、新聞報道も絶対のものではないので、公文書公開請求をし、判断をした結果、やはり回数、あるいは中身、言い方を含めて、職員の皆さんに高圧的、圧力と受け止めたと思うので、該当の職員さんに、実際にどう感じられたかを含めて確認する必要があると思います。

それが事実であるということであれば、それに対して政倫審として、議員として不適切かどうか議論していく必要があると思います。

真山委員長

該当条文は、「議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。」となっています。この表現は非常に微妙でして、「養うこと」となっていて「行動しろ」ではないんですね。しかし、品位や識見を養っていれば行動にそれが表れるという解釈もできるかとは思いますが。

この条文に該当するかどうか、この基準に該当するかどうか、ということに焦点を合わせようとすると、面談の際の態度や言葉使い、そういったことが議員としての品位に欠けるといったことになりそうな気もしますが、単にそのことだけ

でいいのかどうかということですが。

杉本委員

議員の政治倫理に違反した行動ということ。常軌を逸した、2ヶ月間に16回にもわたるといふ経緯、県の幹部職員を呼びつけて高圧的にものを言っている。しかも非常に品位のない言葉を使っている。それから、会派の決定でもないのに虚偽の発言をしている。会派の決定であるかのように言っている。これはまったく品位と識見に外れているというふうには受け止めています。

まず、このことの実事認定、関係者を呼んでしっかりと確認することがまず第一だと思います。一番大事なのは、こういうことを二度と繰り返さない、犯さないという滋賀県議会にすることが一番大きな目的なので、なぜ大野氏が、こんなにしてまで2ヶ月間にわたって異常な圧力をかけて当局に迫ったのか。何が目的だったのか。この動機についても解明しなければ、なぜそのような行動を取ったのか、合理的な説明ができないと思います。

添付資料にあるように、大野氏がこの間、要求しているのは、一つは食肉公社で副生物協同組合を交代させること。もう一つは、全農が副生物の取引を契約している相手を止めさせること。この二つを要求しているんです。このことと大野氏自身の利害関係があるのかなのかということ、一定新聞報道でも少しは出ていますが、ありそうな感じもあると思うんです。

どこまで立ち入ってそういう問題が究明できるのかわかりませんが、少なくともこういう動機を解明するためには、行政関係者だけではなく、例えば全農の責任者にも来ていただいて、そういう問題についても解明する必要があると思います。

真山委員長

16回に及ぶ面談、その回数や言葉使い、会派の了解を得ていないのに会派の決定があるかのような虚偽のお話をしたということ、これをワンセットで考えるということではよろしいでしょうか。

そのうえで、杉本委員からありました、要求の内容そのもの、これについて審査の対象とするのかしないのか、いかがでしょうか。杉本委員としては、そこをちゃんと検討しようということですが。

杉本委員

そうでなければ、なぜこのような品位に欠ける態度を取ったのか、それは単に大野氏の性格の問題にされるので、どこに原因があるのかということ、この際はっきりしなければ、またこういう問題が起きると思いますので、ぜひできる限り解明をしていただきたい、するべきだと思います。

真山委員長

それでは今回の論点としては、面談の回数や言葉使いを含めた行為が本審査会の論点ですが、それを理解し、今後の教訓とするためには、関連する事項として、そもそも要求内容がなぜ生まれたのか、なぜそこまで執拗に要求するのか。これは今回の論点を確認し、我々が判断するに際しての資料とする、参考とするために聴取等調査をするという分け方によるのでしょうか。

要求内容が政治倫理基準に合うか合わないかは、今回の請求には入っていないという解釈を請求の文書からすると取れますので。不当要求であるとか、そういうことを議論する場ではないという理解で進めたいと思います。

論点について、他に漏らしてはいけないものはありませんか。

すでに御意見のなかにも出ていたのですが、事実確認の対象者としてどの範囲を選ぶのかということですが、すでに資料等で16回の面談については公文書等で情報公開で出ているわけですがけれども、情報公開の関係上、個人名等については黒塗りになっている資料が私の手元にもありますが、ここに登場する面談の対応者、これは当然その場の状況などを知るためには話を聴くべきと認識しています。そのあたりはよろしいでしょうか。

16回、対応する方が常にいるわけではなく、三日月知事をはじめ、部長や課長、いろんな方が対応されていますが、回数も面談記録をすべて見ていけばわかるのですが、事務局で何か整理した資料はありますか。ありましたらお配りください。

(資料配付)

真山委員長

ただいま事務局から資料が配付されました。これは大野議員面談記録整理表でして、単に整理しただけであり、内容については入っておりません。日付、時間、対応した方が一覧表になっています。

この中で最上段の行、議員名や知事の名前、部長、理事、課長等々ありますが、この方たち全員に聴くのか、ここまでは聴く必要がないとか、何かお考えはございますでしょうか。

今江委員

西川部長は退職されているので、その当時理事であった農政水産部の宇野さんはお聴きしないといけない。回数も10回ほど会っていらっしゃる。

真山委員長

退職されている方に聴取するのは可能なんですか。

事務局

御協力を得られれば可能です。

真山委員長 当時の宇野理事については回数も多いですので、当然話を聴くということでもいいかと思いますが、宇野理事が出席されていない回もありますので、その回のことも含めまして、いかがでしょうか。

杉本委員 一番よく出ておられる越後主席参事がほとんど同席されているので、この人は暴言とか聞いていると思いますので、来てもらう必要があると思います。

私としては、知事も2回か3回出ておられるので、どういう受け止めをしておられるのか、最高責任者ですので来ていただきたい。

それから有村議員があがっていますが、この人は自民党の会派に所属しておられるので、自民党会派として決定していないことを、大野氏が知事の前で虚偽の発言をしていることを、この人は理解できているはずなんです。そのことについて、どういう認識をされておられるのか、ぜひ、お聴きをしたい。

当然、大野氏本人からも話を聴く必要があると思います。

真山委員長 宇野理事と越後主席参事、このお二人は当然お話を伺うことになると思いますが、知事と有村議員についてはいかがでしょうか。やる必要があるか、あるいはそこまで必要はないか。

たくさん聴けばいいということはそうなんです、必要かつ十分というところで。

西川委員 宇野さん、越後さん、大野議員のお話を伺ったうえで、不足する部分について必要性を検討したうえで、決めればよろしいのではないのでしょうか。

真山委員長 ではまずは、一番事情をよく知っておられる、事実関係をよく知っておられる宇野さんと越後さんに、この面談の実情、実態についてお話をいただいて、その中でさらに確認すべきことがあれば、話の内容を聴いて追加するという西川委員の御提案の進め方でよろしいでしょうか。

杉本委員 滋賀県議会として初めて政倫審を設けたわけですから、まず知事に来てもらって、知事から話をしてもらって、政倫審で職員がしっかりと発言をできる環境を作ることが必要だと思います。だからまず知事に来てもらって、事実関係についてお話しいただくということをしてもらいたい。

真山委員長 最初に知事に話を聴くということですか。

杉本委員 そうです。

真山委員長 いかがでしょうか。そういう御提案がありますが。

今江委員 事実確認のプロセスの中で知事から話を聴くということも想定されますが、まずは宇野理事、越後主席参事の確認をしてから。同日ではなく分けてするという事だと思いたいますが、まずは宇野さん越後さんの話を聴いて、次の段階という算段だと思います。別に知事に来てもらうことに異存があるわけではありませんが。順番としてはそうかなと思います。

真山委員長 杉本委員がおっしゃたように初めてのことで、県の職員さんがどういうスタンスでかかればいいのかかわからないので、まずは知事が最初に方向性を示してもらえれば、あとはやりやすいというのはそのとおりだと思いますが、一方で、仮に知事が消極的に意見をされたら、職員としては言いたいことが言えなくなるおそれもありますので、そういうことからすると、知事から話を聴くことを排除するものではありませんし、おそらく聴く機会は必要かと思いますが、最初は職員さんから始めたほうが、そこであまりにも皆さんがガードが堅い場合には、知事にも御登場いただくということは必要かもしれません。

初めてですので、一般職の公務員という立場の方がこういう場で発言するということが、どういう影響を受けるのかということについて、経験則がないということですので、皆さん緊張もされるでしょうし、どこまで話していいのかという点で迷われるかなと思います。そういうこともありますので、できるだけフランクに、かつ正確に話していただくというような条件、環境を整えたほうが良いと思いますので、順序としてはまず宇野さん、越後さんから始めるということで、杉本委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

杉本委員 結構ですが、どのくらいのスケジュール感でやるかにも関わってきますが、どうなんでしょうか。

真山委員長 これも初めてなので、私の個人的な考えで動いていくわけではありませんが、延々とやっても仕方がないと思います。当然ながら議員の皆さんの任期がありますので、任期を超えてやってもあまり意味がないとも思います。そういう意味で、今7月下旬ですので、個人的な意見としては、できれば年内には決着を着けたい。事情聴取をする場合も、相手方の日程等御都合もありますし、もちろん議員の皆さんの御都合もありますし、そう順調に日が設定できるわけでもありません。資料請求した場合には、すぐに出てくるとも限りませんので、予定通り順調に進むとは言い切れませんが、年内にはなんとかなるだろうと。早くなる分には良いのですが、遅くとも年

内にはと考えるてはいます。これは個人的な意見です。

委員の皆さんにもっと早く進めるべきだという意見が多いようでしたら、日程を一生懸命調整してでも進めるということなんですが、経験的には難しいのではないかと。西川先生、裁判の場合でもそんなにしょっちゅうでは。

西川委員

だいたい月に1回です。その間に準備をします。次に行くのはおそらくヒアリングですので、今回から次回まではそんなに間をおかなくても良いと思いますが、ヒアリングをして、次の方、同じ立場の方を続けられる場合は、立て続けに入れても良いと思いますが、対立する立場の方のお話を聴く場合には、前回までの聴取結果を踏まえての準備も必要となりますので、ある程度の期間を置く必要があるかと思っています。

真山委員長

一ヶ月一回とは言いませんが、そのくらいの時間的スパンを想定しておかないと、準備もなく話を聴くというわけにもいきませんので、そう考えますと年内くらいかかる可能性はあると思います。

先ほど宇野さん、越後さんと言いましたが、もちろん大野議員も含まれますので、この3人は必ず聴くということになります。

おそらく3人の話を聴くだけでも8月いっぱいかかる可能性があるかと思っています。西川委員からも御指摘があったように、宇野さんと越後さんは続いても良いのかもしれませんが、それを踏まえてこちらで整理をして、大野議員から聴くというまで、その間は少し時間を取る必要があるかなと思っています。

杉本委員

有村議員は面談に同席されています。宇野さんと越後さんは大野氏とのやりとりには来ていますが、自民党会派が決めていないことを決めたと知事に圧力をかけた。このことを証明するには有村さんに来てもらわないとわからない。事実関係を認定するには。最初的时候には宇野さん、越後さんに加えて有村さんに来てもらって、そういうことがあったのかなかったのか、事実関係を認定する必要があるかと思っています。

真山委員長

もちろん議員からも話を聴くことはできます。候補として考えられますが、その点について、議員の皆さんのお考えはいかがでしょう。

今江委員

同じ会派の細江委員はいかがですか。

細江委員

会派でということですが、うちの部屋は結果が出ています。なぜそういうことに至ったかに触れるとすると、「会派の決定事項や」という言い方をしたのはそうかと、知事なり部長が会派代表に尋ねてこられた。尋ねてこられて、「それは会

派の決定ではありませんよ」と、「でもそういう物言いでしたよ」と。報道でもコメントされているとおり、「予算を人質にするのはいかがなものか」というタイトルで報道されていたと思いますが、それは違うよねというところで、会派とは違うことを言ったよねと、意味合いが違ってくるところで、会派から出ていただいたというところですよ。

真山委員長

そういう事情はよく理解できるのですが、杉本委員も仰ったように、当時は同じ会派であった有村議員が同席していて、聞かなかったことにしたのか、そのあたりは確かに気になる、事実関係として、どういう話がどう展開して、それぞれの理解がどうであったのか、事実関係としては重要な要素になってきますので、杉本委員からは、有村議員についても話を聴いたほうが良いという御意見がありますが、他の委員の強い御反対がなければ候補として入れたいと思いますがいかがでしょうか。

西川委員

強く反対するものではありませんし、有村議員の立ち位置はわからない部分があると把握していますが、今回第一義的には大野議員の行動が政治倫理基準に反しているのかどうかということを審査する会ですので、まず宇野さん、越後さん、大野議員の話を聴いて、大野議員が認められたらその部分は済むわけですから、大野議員のお話を聴いて不明の部分があるですとか、あるいは否定をされるということがあった場合に、それを補足するお話をしていただける方として、有村議員を検討することによろしいのではないかと思います。

杉本委員

大野氏自身、記者会見をして暴言を吐いたことをお詫び申し上げると発言をしています。一定、宇野氏とか越後氏との間のやりとりについて、彼自身は高圧的な態度で暴言を吐いたことについてはすでに認めています。そういうことについて二人に来てもらってもう一度確認するということと、会派の決定でない虚偽の発言をして知事に圧力をかけたということは認めていないんです。認めていないし、これを事実として認定するためには、その場にいた人に来てもらって話を聴かなければ、このことはわからないのです。報道はされていますけれども。だから、知事に対して会派の決定でないことを知っていて、会派の決定であると言ったことを知っている人に来てもらって、それが事実であったか認定をすることは、最初の段階でどうしても必要だと思います。

真山委員長

という御意見ですが、どうでしょうか。

古川委員

私どもも紙面でしか感触を掴めていませんので、実際はどうであったかということを知ることがまず第一。ただ、杉本

委員がおっしゃるように、有村議員が事実を知っていたかどうかということは重要なことではあるんですが、今回のことで新聞報道等を拝見すると、大野議員がそういうことはしていないと否定をしていると、それを有村議員がどう思っていたかということは、論点からずれていくような気はいたします。

あくまでも今、知りたいことは、紙面だけではなく、事実はどうであったかということでもありますので、大野議員のお話と、情報公開されているものと、職員のお話がすり合わない、事実認定をもっとする必要がある場合に有村議員に出席いただくということではないかと思えます。

真山委員長

大野議員が面談の際に、会派の決定であるというようなことを言ったのかどうかについての事実確認については、宇野さん、越後さんのお話の中でも確認は取れると思います。面談記録の中でも、その種の発言は文字化されていますので、その事実確認は今予定をしている対象者でも確認を取れると思いますので、有村議員については知事と同様に、第二段階で必要があるかどうか検討するというようにさせていただいてよろしいでしょうか。

まず第一段階は、宇野さん、越後さん、大野議員のお三方にお話を聴いて事実確認をしていくところから進めていく。それが最後というわけでは決してありませんので。

では順番としては、今言った順でよろしいですか。大野議員を先に聴いたほうが良いという御意見の方はいらっしゃいますか。

(異議なし)

真山委員長

では、宇野さん、越後さん、この順序は入れ替わってもよろしいでしょうか。立場的にはそんなに変わらないだろうと思えますので。

県の職員というお立場のお二人、その次に大野議員という順序で事実確認を行っていくということにしたいと思えます。

その中で、その内容を精査、分析したうえで、必要があれば候補をふやしていく。現状では、どこかの時点で知事、それから有村議員も同席されていたということもありますので、お話を聴くという可能性が極めて高い。知事には最終的には一回はお話を聴きたいと思えますが、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。

その際、事実確認でこういう場に来てお話をいただくわけですが、そのプロセスの公開、非公開についてお諮りしたいのですが、これについてはいかがいたしましょうか。

- 西川委員** 少なくとも職員の方は非公開にしないと言いたいことを言えないと思います。
- 杉本委員** 情報公開で一定、書類も発言も出ている。だからこのことを認めるかどうかについて、職員が隠さなければならない事情はないため、非公開にする必要はまったくないと思います。
- 真山委員長** 相反する意見がありましたが、他の委員の皆さんはいかがでしょう。
- 古川委員** 情報公開されているものは墨塗りでお名前等を隠していらっしゃるの、そこを公開ですとなると墨塗りしていることと矛盾が出てきますので、非公開のほうがよろしいのではないかと考えます。
- 今江委員** 知事とか議員とか公選職と職員ということを考えると、我々議員、公選の者はプライバシーも含めて全てオープンにしていますので、公選の者は公開の場で喋るということは必要かと思います。職員の皆さんは知事の補助機関という立場ですので、私としては公選の職にある者とそうでない者で線を引くということも考えられます。
議員は政治倫理条例でも、疑惑があれば自ら説明責任を負うとありますので、知事も含めて公選職にある者は公の場で議論するべきであります。補助機関の場合は配慮すべき点があるのではないかと思います。
- 杉本委員** 今の話を聞いていると非公開にしたほうが職員が喋りやすいというニュアンスを受けますが、政治倫理審査会に出てきて喋るということ自体が、職員はすでにプレッシャーになっています。それが公開されているか、公開されていないかでそれが変わるということはないと思います。県民の関心が非常に高まっていますし、注目されていますので、原則公開としてやるべきだと思います。
- 中村委員** 杉本委員がおっしゃることもわかりますが、人間として、また職員という立場であって、言いやすい、言いにくいというのは現実としてあると思います。できる限り真実をはっきりさせるということが審査会の目的であると思います。すでにはっきりしているとおっしゃいますが、まだあるかもわからない。そうするともっと発言できる状況を考えてほうがいいと思いますので、非公開がいいと思います。
- 真山委員長** 今回、論点に上がっているのは、大野議員の面談が威圧的であったとか品位を欠くようなものであったかということが重要な論点になっているのですが、この部分は非常に主観

が入ってくると思います。相手方が威圧的と感じたかどうかで事情が変わるのですが、そういう意味では職員の方にお話しを聴く場合も、事実としてこういう発言があったか、イエス、ノーだけでなく、それが威圧的と感じたかどうか、主観を聴かなくてはいけないだろうと思いますので、公開の席でそれを職員の方に発言を求めるというのはちょっと酷かなどという気はいたします。

単に大野議員がこのように発言されたか、それは間違いなにかという確認だけであれば、記録でほぼそれはわかっていますので、あとは文字に表されていないものが特に重要になってくると思いますので、そういう意味では先ほど今江委員がおっしゃったように、選出公務員の方の場合は当然、普段から公開の席で発言されることが職務と言ってもいいわけですが、行政職員の場合は立場や事情が違うと思いますので、杉本委員の御意見とは少しずれるのですが、宇野さん、越後さんについては非公開という御意見がどちらかという人が多いと思いますので、そういう取り扱いでいかがでしょうか。

杉本委員 皆さんがそう言われるのであれば仕方がないのですが、少なくとも品位に欠ける発言とか暴言とかの事実確認と同時に、虚偽の発言をしたということを一回目で事実として認定ができるように事情聴取をしていただきたいと思います。

真山委員長 それはもちろんです。

今江委員 今回、社労士さんに入っているということですが、労働関係、議員と職員のパワー・ハラスメント的な要素もあるということであると、パワー・ハラスメントの聴取については基本的に非公開でされる場合が多いと思いますので、職員さんの場合はそういう配慮も必要ではないかと思えます。

真山委員長 今江委員に御指摘いただきましたように、今回、ハラスメント的な要素もあるので、ハラスメントを受けたと思われる可能性がある方の聴取ですので、非公開でやるということ。選出されているかどうかだけでなく、ハラスメントの要素もないわけではないので、そのような扱いで進めさせていただきたいと思えます。宇野理事、越後主席参事については非公開で、大野議員については議員でもあり、自分の主張を聴いてもらったほうが良いとも思えますので公開で行うということを進めさせていただきたいと思えます。

次に審査結果報告までの大まかな流れおよびスケジュールですが、先ほどいつぐらいまでに終わればいいのかということで、私なりの考えを申し上げましたが、まず事実確認で宇野さん、越後さんのお話を聴く場を設定する。これはできる

限り早く設定したほうがいいと思います。委員の皆さんと当事者の都合次第ですが、次回の日程ですが、8月29日または8月31日の午後はいかがでしょうか。

細江委員 もう少し早い日程はいかがでしょうか。それから、お二人は同日に前後して聴くのでしょうか。

真山委員長 お一人聴いて、事実の確認を委員でやって、もう一人聴くというのは一日ではきついかもしれませんが、お二人は立場としては比較的近いので、同日でもよければ午前午後でも可能かと思います。そのあたりは進め方についての皆さんのお考えにもよりますが。

細江委員の御提案のように、皆さんの御都合がつけばもう少し早めにしてもいいかと思います。

お二人の話を聴いて、そのあと少し整理をしてから、次に大野議員からお話しを聴く機会を設定することになります。その間に大野議員から何を聴くかについての検討をしたいと思います。そこから先は何をするかということは手探りでして、さらにいろいろな聴取をする必要が出てくる可能性もありますし、先ほどお話がありましたように知事、あるいは有村議員からもお話を聴く可能性があるということです。そういうことを9月中に順次進められればと思っております。

さらに対応について10月くらいになると、冒頭申しましたように12月近くになってやっとまとまるのかなというところでは。

次回について、26日金曜日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

真山委員長 それでは26日とします。午前午後はいかがでしょうか。

杉本委員 一人に何時間も大変なので、せいぜい一時間で、半日でよいのでは。

西川委員 お昼休みに割り込むのはよろしくないのでは、午後でよいのでは。

真山委員長 それでは1時スタートでよろしいでしょうか。宇野さん、越後さんの都合もありますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 それで調整させていただきます。

真山委員長 大野議員のお話を聴く日程はいかがでしょうか。一ヶ月ほど開けて9月中旬以降でどうでしょうか。

事務局 9月20日から9月定例会議が始まり、26日が代表質問、9月29日から一般質問がありますが、その間は一般質問に係る執行部との協議が入ってまいります。

真山委員長 20日以降は議員の皆さんのスケジュールが厳しいようですので、それより前で9月12日か13日の午後はいかがでしょう。

(異議なし)

真山委員長 それでは、大野議員の御都合を確認したいと思います。
いずれも相手の都合があり未確定ではありますが、予定としては8月26日の午後に宇野さん、越後さんからお話を伺い、9月12日または13日の午後に大野議員からお話を伺うということで、当面の日程は進めたいと思いますので御予定をお願いいたします。

報道機関への対応として、開催結果の資料提供については、今回は公開ですので提供するしないの議論は必要ありませんが、非公開の部分について、どの程度まで報道資料として提供するかなのですが、非公開にすれば議事録を全部出すということはありませんので、これは非公開にしている会議の一般の例によるということでよろしいですか。

(異議なし)

真山委員長 それではそのように取り扱うことといたします。
その他、今後の進め方等々について御意見を伺いたしたいと思います。御意見はございますか。

(意見なし)

真山委員長 それでは、ただいま協議で決定いただきました内容について、事務局から確認していただきます。

事務局 事実確認の対象者について、まず、当時の宇野理事および越後主席参事から事実確認を行ったのち、大野議員から事実確認を行うこととされました。

事実確認の公開、非公開について、宇野理事および越後主席参事の際は非公開、大野議員の際は公開と取り扱いをさせていただきます。

報告までの大まかな流れについて、まず、職員側の宇野理事、越後主席参事の実事確認を8月26日に行い、次に大野議員につきましては9月12日か13日で事実確認を行い、全体につきましては年内を目途に議長へ結果を報告することとされま

した。

真山委員長 ただいまの内容で間違いはありませんか。

(異議なし)

真山委員長 今日の審査会に係ります報道機関への情報提供につきましては、先ほども申しましたように全て聞いていただいていますので、公式に情報として提供するものにつきましては、私のほうで事務局と調整させていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

真山委員長 それではそのようにさせていただきます。
それでは、本日の審査会はこれをもって閉会いたします。
ありがとうございました。

以上